

岐阜県先端科学技術体験センター 管理運営業務仕様書 別紙

別添 1	常設事業業務仕様書	1
	パフォーマー業務実施要領	5
別添 2	設備運転管理及び保守点検業務仕様書 (空調・消防・衛生・電気工作物)	8
	設備運転管理業務実施要領	1 8
別添 3	エレベーター設備保守点検業務仕様書	3 0
別添 4	自動ドア設備保守点検業務仕様書	3 9
別添 5	清掃業務仕様書	4 2
	清掃業務実施要領	4 4
別添 6	廃棄物収集運搬業務仕様書	5 1
別添 7	警備業務仕様書	5 2
	警備業務実施要領	5 3
別添 8	緑地管理業務仕様書	5 5

岐阜県先端科学技術体験センター 常設事業業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター常設事業業務仕様書（以下「常設事業仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務のうち常設事業の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

1 業務員の資格等

- （１）業務を行う者（以下「業務員」という。）は、心身健康かつ明朗な者であること。
- （２）業務員は、責任感を有し、かつセンターの品位を損なう恐れがない者であること。
- （３）業務員は、科学技術や理科に興味及び関心がある者であること。
- （４）業務員は、指定管理者が実施する接客等の接遇に関して必要な研修等を受けた者で、県の設置した機械器具等の機能・構造についての知識等を有し、操作を行うことができる者であること。
- （５）指定管理者は、業務員に業務中、センターの品位を損なう恐れがない一定の衣服、名札等を着用させることとし、その経費の一切は、指定管理者の負担とする。

2 業務員の勤務日及び勤務時間

- （１）業務員が勤務する日は原則として開館日の午前８時３０分から午後５時１５分までとするが、来館者のメニューの利用状況に応じて日時を変更することができる。
- （２）やむを得ない事情により業務員が勤務する日時等を変更することは可能だが、この場合の経費については、指定管理者が負担する。

3 事業の基準

（１）サイエンスショー運営事業

実施日時等	平日 原則１０時／１３時１０分
	土日・祝休日・学校の長期休業期間等 原則１０時／１３時／１５時
所要時間	３０分以上
実施場所	レクチャーラボ（２階）等
必要人員	３名以上 ※

※別に定める「岐阜県先端科学技術体験センターパフォーマー業務実施要領」に基づくパフォーマー２名を含む。

・備考

平日は、利用予定日 1 か月前までにセンターに申込みがなければ、実施しないこととすることもできる。

(2) ワークショップ運営事業

ア) サイエンスワークショップ

実施日時等	開館日の実施可能な日時
所要時間	40 分以上
実施場所	サイエンスラボ（2 階）等
必要人員	1 名以上

・備考

ア 団体（学校、一般）を対象とすること。

イ 対象に応じた複数のメニューを用意すること。

ウ 利用予定日 1 か月前までにセンターに申込みがなければ、実施しないこととすることもできる。

エ 材料費等に係る料金を徴収することができる。

【学校】令和 6 年度 材料費負担あり。ただし、県内学校は原則無料（一部プログラムは有料）

【一般】令和 6 年度 材料費負担あり。

イ) スペシャルワークショップ

実施日時等	平日
	原則 11 時 10 分／14 時 20 分
	土日・祝休日・学校の長期休業期間等 原則 11 時 10 分／14 時 10 分／16 時 10 分
所要時間	20～60 分
実施場所	スペシャルラボ（1 階）等
必要人員	1 名以上

・備考

平日は、利用予定日 1 か月前までにセンターに申込みがなければ、実施しないこととすることもできる。

ウ) わくわくワークショップ

実施日時等	9 時 00 分～16 時 30 分 1 日 3 プログラム以上実施
所要時間	10～30 分
実施場所	ギャラリー（1 階・2 階）等
必要人員	1 名以上

・備考

材料費等に係る料金を徴収することができる。

エ) チャレンジワークショップ

実施日時等	土日・祝休日・学校の長期休業期間等 10時00分～16時30分 1日4回以上実施
所要時間	45分以上
実施場所	サイエンスラボ（2階）等
必要人員	1名以上

・備考

材料費等に係る料金を徴収することができる。

オ) 出張ワークショップ

実施日時等	5, 6, 9, 10, 11, 12, 1, 2月の実施可能な日時
所要時間	45分以上
必要人員	1名以上

・備考

- ア 県内の小学校、中学校等を対象とすること。
- イ 学年に応じた複数のメニューを用意すること。
- ウ 材料費等に係る料金を徴収することができる。
- エ 申込対象月は基準以上に増やしても構わない。

4 書類の作成等

- (1) 指定管理者は、毎月、業務員の始業及び終業の時刻、業務員配置計画、休憩及び勤務時間等を定めた業務実施計画を前月末日までに作成し、保管すること。
- (2) 毎日の業務終了後、日誌を作成し、保管すること。
- (3) 毎月の業務報告を翌月の10日までに作成し、保管すること。
- (4) その他、県から書類作成の依頼があった場合においては、責任をもって対応すること。

5 特記事項

- (1) 業務員の勤務体制については、常にセンターに勤務する業務員の中に、総括責任者、総括責任者の職務を補佐するもの（以下「副総括責任者」という。）又は業務責任者のいずれかを勤務させること。
- (2) 総括責任者及び副総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - ア 総括責任者は、業務を総括し、業務員の指揮・監督を行う。
 - イ 総括責任者は、業務内容を把握し、適正かつ効率的に業務を遂行すること。
 - ウ 総括責任者は、常設事業仕様書に記載されてない事項について県と連絡調整を行うこと。

エ 副総括責任者は、総括責任者が事故等の不在の場合、総括責任者の職務を代行すること。

- (3) 指定管理者は、業務員の変更はなるべく行わないように努めること。ただし、勤務不良その他の理由による業務員の変更はこの限りでない。
- (4) 指定管理者は、業務員の休暇・病気等により業務の実施に支障をきたさないよう、業務の遂行に必要な業務員の配置を行うこと。
- (5) センターは先端科学技術をテーマとした各種の科学実験体験提供施設であり、各プログラムの先端性を維持するためにプログラムの開発、リニューアルに取り組むこと。

別に定める要領

岐阜県先端科学技術体験センター パフォーマー業務実施要領

岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）のレクチャーラボ等で実施されるサイエンスショー（以下、「ショー」という。）の司会進行等を行う業務（以下、「パフォーマー」という。）として下記の業務を実施すること。

なお、ショーの概要については、6、7ページのとおりとする。

1 サイエンスショーパフォーマー業務（常時2名）

- （1）指定管理者はパフォーマーとして、ショーを適正かつ円滑に実施できるよう、必要な研修、実習等を実施すること。
- （2）ショーの上演に向けて、ショー指揮者及び映像機械等を操作する業務員と打合わせを行うとともに、準備作業及び準備状況の点検をすること。
- （3）ショー上演中、パフォーマーはレクチャーラボ舞台上で操作パネルのスイッチを押すなど、ショーの進行を行うこと。
- （4）ショー上演中は、パフォーマーとしてレクチャーラボ舞台上で映像の中のキャラクターと共に実験を行ったり、観客を舞台に連れ出し一緒に実験を行うなどのパフォーマンスを行うこと。
- （5）サイエンスショー終了後は後片付けを行うとともに、次回上演に向けて準備を行うこと。
- （6）サイエンスショーの入れ替え前に、事前に練習を行うこと。この場合、勤務時間外の練習に係る経費については、指定管理者が負担することとする。
- （7）パフォーマー業務等の必要がないときは、センターを運営する上で必要な業務を行うこと。

2 その他

- （1）ショーのパフォーマー業務中には、県が貸与もしくは指定管理者が購入した衣服等を着用することとする。
- （2）4月1日からのサイエンスショー実施に支障をきたさないよう、必要な研修・実習等を受けるなど万全の準備をすること。
- （3）本実施要領について疑義が生じた場合、又は本実施要領に明示されていない事項については、県と協議を行うこと。

サイエンスショーの概要について

1 サイエンスショーとは

サイエンスショー（以下、「ショー」という。）は、先端科学技術から生活の中の科学まで、科学の面白さをエンターテインメント性あふれるライブ実験ショーで、よりわかりやすく見せるプログラムとして、岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）のレクチャーラボ（200人を収容できる劇場型施設）において実施されるものである。

ショーは、レクチャーラボ舞台上の大型スクリーン等の映像・音響機器を使用し、映像・音響・演出効果を駆使して行われる。

2 サイエンスショーの上演回数及び時間

○平日（予約があった場合のみ実施）

原則10時～、13時10分～の2回

※状況に応じて上記によらず実施することもできる。

○土日・祝休日・学校の長期休業期間等

原則10時～、13時～、15時～の3回

※状況に応じて上記によらず実施することもできる。

3 現行のサイエンスショーの上演方法

- （1）ショーは、レクチャーラボ舞台上のモニター画面に登場する映像キャラクター（ラクウェル博士とウェルチ助手）とパフォーマー2名（カオスとコスモス）が映像を操作することにより進行していく。
- （2）舞台上では、2名のパフォーマーが映像中のキャラクターと共に実験を行ったり、観客との対話等を行う。
- （3）新たに開発するものについては、上記によらず実施することもできる。

4 その他

- （1）プログラムの入れ替えは、指定管理者の判断にて行う。
- （2）プログラムの入れ替えのため、ショーの休演日を1日設けることができる。その際は、プログラムが休演することを来館者に示すこと。
- （3）センター内で実施する他のイベント等により、プログラムを変更又は休演することができる。その際は、プログラムを変更又は休演することを来館者に示すこと。
- （4）新たなプログラムを開発した場合には、全てのパフォーマーが習得できる練習計画を作成し、練習を行うものとする。

5 現行のサイエンスショーのプログラム一覧（令和7年4月1日時点）

No.	プログラム名
A	科学のてんびん
B	カタチに潜んだ謎
C	天才のひらめきと身近な科学
D	エネルギーは流転する
E	分子の世界、原子の宇宙
F	生命の探求
G	宇宙船「地球号」SOS ～科学は地球を救えるか～
H	飛翔 ～人はなぜとべないの？～
I	宇宙へのあこがれ

岐阜県先端科学技術体験センター 設備運転管理及び保守点検業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター設備運転管理及び保守点検業務仕様書（以下「設備運転管理等仕様書」という。）は岐阜県先端科学技術体験センターの設備運転管理、環境衛生管理、空調設備保守点検、衛生設備保守点検、消防設備保守点検、電気工作物保安管理業務の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

第1 業務を行う者の資格

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、「法」という。）第12条の2第1項第4号、第5号及び第6号に係る岐阜県知事の登録を受けている者であること。
- 2 法第7条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を有する者であること。
- 3 消防法第17条の7の定めにより都道府県知事が交付する消防設備士免状を受けている者又は消防法施行規則第31条の6第7項に規定された消防設備点検資格者の免状を有する者であること。
- 4 電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2第2号イに適合する者であること。

第2 設備運転管理業務

1 適用の範囲

設備運転管理等仕様書の適用の範囲は、センターの電気・空調・給排水衛生設備等の運転管理、維持管理について適用する。対象設備は「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書 別表第1（3）別冊「設備一覧表」（以下、「別冊「設備一覧表」」という。）」に示す、電気設備、消防設備、空気調整設備（自動制御設備を含む）、給排水衛生設備、その他館内にある標準的な設備全般とする。

2 業務の内容

業務内容は、別に定める「岐阜県先端科学技術体験センター設備運転管理実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき実施する。

3 法令等の遵守

業務に関して指定管理者は、消防法、水道法、電気事業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、大気汚染防止法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、高圧ガス保安法、水質汚染防止法、騒音規制法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関す

る法律、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守すること。

4 業務員数及び業務員の資格

(1) 業務員数

センターに常駐して設備運転管理業務に従事する業務員は1名以上とする。

(2) 業務員の技能・実務経験等

上記にあげる業務員のうち1名は保全技師補相当の技能・実務経験をもつ者、又は県がそれに相当すると判断した者とする。ただし保全技師補相当とは以下の者のことである。

保全 技師補	(1)設備の点検整備業務について、その作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験10年以上15年未満の者 (2)運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上程度の者
-----------	---

(3) 業務員の資格

設備運転管理業務に当たる者は、設備運転管理等仕様書に基づいて業務の円滑な推進を図るように努め、1名以上は次の資格を有する者とする。

ア 第2種電気工事士

イ 乙第4類、又は甲種の危険物取扱者

5 業務員の勤務日と勤務時間

(1) 業務を行う日時

業務を行う日は原則として開館日とし、毎日午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 業務を行う日時等の延長

業務を行う日時は、やむを得ない事情により変更若しくは延長することができる。

なお、これらの業務に係る経費については、指定管理者が負担することとする。

6 業務員の確保

指定管理者は、業務員に業務中、センターの品位を損なう恐れがない一定の制服、帽子及び名札を着用させることとし、その経費の一切は指定管理者の負担とする。

7 記録

(1) 指定管理者は、実施要領に定められている事項を忠実に履行し、業務日誌、点検記録表、機器故障・修理報告書等を記録し保管すること。

(2) 記録の整理及び分析を行い、法令等に定められた期間中保管すること。

8 緊急事態発生時の対応

(1) 指定管理者は、重大事故・風水害等の緊急事態発生に備え、業務員を非常召集でき

る体制を確立すること。

- (2) 指定管理者は、緊急事態が発生した場合は、予め定めた非常配備計画に従い、速やかに業務員を所定の場所に配置すること。
- (3) 緊急事態の発生又はその発生が予測される場合は、業務の方法等について県と協議すること。

9 夜間及び休館日における異常発生時の対応

- (1) センターは、夜間及び休館日には機械警備となり無人となる。このため、警備会社から設備の異常が通報された場合、指定管理者は速やかに業務員をセンターに派遣し、異常設備の対応に当たるとともに、県に状況を報告すること。
- (2) 異常の復帰、故障設備の修復・仮復旧に要した経費等については、「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書 第3 10 リスク分担」に応じて県又は指定管理者が対応する。

10 設備等の故障・修理

指定管理者は、センター内に設置されている機械、器具等設備の取扱いは慎重に行い、故障の場合は、迅速に処理すること。

11 工具備品等の貸与

- (1) 業務に必要な計測器、工具、器具及び消耗資材・消耗品は、指定管理者の負担とする。ただし、設備機器に付属する特定の部品及び特殊工具等は無償で貸与する。
- (2) 指定管理者は、貸与物品台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (3) 貸与品を損傷又は紛失した場合は、指定管理者がこれを弁償すること。

12 安全確保等

- (1) 業務の遂行に当たっては、注意書を掲示する等し、十分注意すること。
- (2) 火気の始末・不要可燃物の除去を徹底し、火災の防止に努めるとともに、避難誘導路を確保すること。
- (3) 現場における設備・機械・工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めること。
- (4) 多数の来館者で混雑した場合は、安全確保策を講ずること。

13 書類作成等

- (1) 指定管理者は、指定期間の前に下記の書類を作成し、保管すること。
 - ① 組織表（現場管理・安全管理）
 - ② 責任者選任書（経歴・有資格の写しを添付）
 - ③ 業務員名簿（経歴・有資格の写しを添付）
 - ④ 作業計画書（年・月・週間計画）
 - ⑤ その他県が必要とする書類
- (2) 上記の書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに上記書類を作成し、保管すること。

14 指定管理者の負担

次に掲げる物品及び消耗品等は、指定管理者の負担とする。

- ① 作業用被服類（作業服・軍手・雨合羽・作業靴等）
- ② 安全対策用具（ヘルメット・安全ロープ・安全靴等）
- ③ 作業用品（点検工具・測定器・潤滑油等の消耗品）
- ④ 清掃用品（ゴミ袋・バケツ・雑巾・ウエス・洗剤等の消耗品）
- ⑤ 衛生用品（石鹸・救急薬品等）
- ⑥ 点検整備及び小修繕に必要な簡易計測機器類、小型工具類
- ⑦ 各種報告書用紙等の事務用品
- ⑧ その他軽微なもの

第3 管理業務

法第6条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、厚生労働省の定める建築物環境衛生管理基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従い、次の業務を行う。

1 建築物環境衛生管理技術者の業務

- （1）環境管理業務の立案（年間及び月間）
- （2）建築物所有者・占有者に対して環境衛生管理に必要な意見の具申
- （3）環境衛生上の維持管理に必要な各種検査等の実施
- （4）建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価

2 建築物環境衛生管理基準に関する業務

法第4条の規定に基づき、建築物の維持管理について建築物環境衛生管理基準に従って、適正に管理されるように、次の業務を実施するものとする。

- （1）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第3条の2の規定に基づき、次のとおり空気環境測定業務を実施するものとする。
 - ① 測定項目 浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流
 - ② 測定回数 年6回（2月以内ごとに1回）
 - ③ 測定場所 10箇所（ただし、建築物環境衛生管理技術者の判断に基づき、指定管理者が測定場所を追加する場合はこれを妨げない。測定場所の追加変更に係る経費については、指定管理者が負担するものとする。）
- （2）法施行規則第4条及び第4条の2の規定に基づき、次の貯水槽清掃点検業務及び飲料水水質検査業務を実施するものとする。
 - ① 貯水槽清掃点検業務
給水・排水が衛生管理上良好な状態を維持するため、次の槽に対し1年以内ごとに1回清掃点検業務を実施する。なお、清掃点検の結果、修理を要するもので軽微

な修理で対応可能なものについては、その時点において修理を実施するものとする。

- ア 受水槽 (22.5 m³) 1基
- イ 雨水槽 (8.3 m³) 1基
- ウ 雑用水槽 (8.3 m³) 1基
- エ 沈砂槽 (1.6 m³) 1基
- オ 碎石槽 (1.4 m³) 1基

② 飲料水水質検査業務

建築物環境衛生管理基準に定められた検査項目について水質検査を行うこと。

③ 害虫等防除業務

法施行規則第4条の5第2項の規定に基づき、業務は年2回（6月以内ごとに1回）実施するものとする。

④ ばい煙濃度測定業務

大気汚染防止法第16条同施行規則第15条の定めによるばい煙濃度の測定を行うこと。この測定業務は環境測量士の登録をされたものが行うこと。

3 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、法第6条第1項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を選任し、選任書（履歴・有資格証の写しを添付）を作成し、保管すること。
- (2) 指定管理者は、業務遂行に必要な業務員を配置し、検査等の疎漏等のないよう注意すること。
- (3) 指定管理者は、業務員に対して業務に関する研修及び検査器具等の使用等について必要な訓練を十分に行い、業務中における建物や備品等の損傷、事故の防止に努めること。
- (4) 業務実施に当たっては、薬品等による薬害汚染やその他危険防止に努めること。

4 業務の条件

- (1) 業務内容が設備運転管理等仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合における経費の一切は、指定管理者の負担とする。
- (2) 業務実施後、県との協議の上、再測定、再検査、再点検等を実施した場合、これに要する費用については、指定管理者の負担とする。
- (3) 指定管理者は、環境衛生に必要な書類の作成及び関係図面書類、図書等を保管すること。

5 書類の作成等

- (1) 指定管理者は、速やかに「業務実施要領書」及び「業務実施計画書（年間管理計画）」を作成し、保管すること。
- (2) 指定管理者は、月間業務実施計画書（月間管理計画）を前月25日までに作成し、保管すること。
- (3) 指定管理者は、業務完了後速やかに「業務結果記録」を作成すること。なお、「業

務結果記録」には、業務を実施した日時、方法、場所、条件、結果及び実施責任者氏名を明記し、証拠書類を添付すること。

- (4) 指定管理者は、「業務結果記録」を、業務完了後5年間以上保存しなければならない。

第4 保守点検業務

設備運転管理等仕様書による保守点検業務は、空調設備、衛生設備及び消防設備の保守点検業務並びに電気工作物の保安管理業務とし、その業務に係る範囲は、次に掲げるものとする。

1 共通事項

- (1) 点検の日は、センターの運営に支障のない日時に行い、点検業務完了後に速やかに点検書を作成し、保管すること。
- (2) 定期点検の結果、不備と認められる事項については、適切な措置を行うこと。
- (3) 点検及び機能試験等に必要な資材、消耗品等は、指定管理者の負担とする。
- (4) 県がセンターの設備に影響を及ぼす恐れのある模様替え等の工事を行う場合は、遅滞なく指定管理者に通知し、県と指定管理者は協力して設備の保全に努めるものとする。なお、この工事を行うために設備の移転又は改修を必要とするときは、別途協議する。
- (5) 設備に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、速やかに業務員を派遣し、応急措置にあたること。
- (6) 指定管理者は設備に異常を発見し、緊急に修理等を実施する必要があると判断した場合は、必要な修理等を行うこと。なお、「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書 第3 10 リスク分担」に応じて県又は指定管理者が対応するものとする。
- (7) 保守点検内容は国土交通省の定める「建築保全業務共通仕様書」にあるものの他、各機器に必要と認められるものとする。
- (8) 業務完了後に「保守点検報告書」を作成し、保管するものとする。なお、関係法令等により関係諸機関へ報告の必要がある点検結果等は、速やかに資料を作成し関係機関へ提出すること。
- (9) 緊急事態発生時の対応については、次のとおりとする。
 - ① 設備に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、指定管理者は速やかに業務員を派遣し、応急措置にあたること。
 - ② 指定管理者は設備に異常を発見し、緊急に修理等を実施する必要があると判断した場合は、必要な修理等を実施するものとする。
 - ③ 緊急事態発生時には、その状況や対応等について随時報告を行うこと。
- (10) その他
 - ① 指定管理者は、県と連絡を密にし、センターを運営管理していく上で、当該設備に不備が生じないように対処すること。
 - ② 指定管理者は、行政官庁等へ報告すべき諸事項について、県から資料作成の依頼

があった場合においては、責任を持って対応すること。

2 空調設備保守点検業務

(1) 空調設備の機器の一覧は、別冊「設備一覧表」で示す空調設備とし、保守点検業務の対象とする機器は、冷温水装置、ガスヒートポンプエアコン、真空ボイラー、空冷ヒートポンプ、ファンコイルユニット、自動制御盤等とする。

(2) 保守点検の実施回数は、次のとおりとする。

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 冷温水装置
(HP-1～2) | 点検年 4 回 (冷暖房切替及び中間期 2 回) |
| ② ガスヒートポンプエアコン
(GHP-1・2・3A・3B・5A・5B, GHP-6A・6B) | 点検年 4 回 (冷暖房切替及び中間期 2 回) |
| ③ 真空ボイラー
(B-1) | 点検年 2 回 |
| ④ 空冷ヒートポンプエアコン
(EHP-1・2) | 点検年 2 回 |
| ⑤ ファンコイルユニット
(FCK-1・2, FCK-3W, FCD-1W～3W) | 点検年 2 回 |
| ⑥ 換気機器
(F-1～10・12～18, RF-1～4, SF-1～4・6～12, EF-1～12, AF-1～3・5～9, UF-1) | 点検年 1 回 |
| ⑦ 自動制御装置
(別冊「設備一覧表」(3) 自動制御設備で示したもの) | 点検年 1 回 |
| ⑧ ポンプ類
(BP-1, CHP-1～3, CP-1・2) | 点検年 1 回 |
| ⑨ 空調機
(AHU-1～3・5～10) | 点検年 1 回 |

※①及び②は、フロン排出抑制法に定める簡易点検及び定期点検の内容を兼ねること。

3 衛生設備保守点検業務

(1) 衛生設備の機器の一覧は、別冊「設備一覧表」の給排水衛生設備とする。

(2) 業務内容及び点検実施回数は、次のとおりとする。

ア 雨水ろ過装置 点検年 1 回

- ・機械廻りの配管点検整備
- ・ろ過ポンプモーターの点検整備
- ・送水ポンプモーターの点検整備
- ・塩素剤注入装置の点検整備
- ・凝集剤注入装置の点検整備
- ・各種弁類の点検整備
- ・制御盤絶縁の点検整備
- ・各計測器の点検整備

- ・その他機器稼働停止に必要な箇所の調整と点検
- イ 中和槽 点検 2 ヶ月で 1 回
- ・中和槽 流入量 20m² /日

4 消防設備保守点検業務

- (1) 消防設備の一覧は、別冊「設備一覧表」の消防設備とする。
- (2) 消防設備の保守点検の業務及び回数は、次のとおりとする。

① 自家発電設備 定期点検 (2回)

ア 始動装置

電気始動 : バッテリー液量点検・バッテリー電圧測定

エアー始動 : エアーコンプレッサー油量点検・エアーコンプレッサーベルト調整・エアータンク圧力計指示点検・エアータンクドレン抜き

イ 始動補助

ウォーターヒーター、オイルヒーター : 機能点検

オイルプライミングポンプ : 作動点検

ウ 機付計器類

油圧計・水温計・油温計・排気温度計・回転計 : 運転時作動点検

エ 発電機本体

外観 : 清掃

発電機固定子温度計・発電機軸受け温度計 : 指示点検

オ エンジン本体

外観 : 油漏れ・水漏れ・燃料漏れ・排気ガス漏れ

振動 : 異常振動の有無

エンジンの音 : 異常音の有無

エンジンの臭い : 異常臭の有無

カ 潤滑油系統

エンジンオイル : オイルパン内油量点検・補給タンク油量点検・水混入の有無・燃料混入の有無

燃料系統 : 油量点検・ドレン抜き

燃料フィルター回転式 : ターニング

キ 吸気排気系統

排気マフラー : 錆等の外観点検

ク 冷却水系統

ラジエーター仕様 : 冷却水点検・不凍液濃度測定

② 屋内消火栓設備

外観・機能点検 (1 回) 及び外観・機能及び総合点検 (1 回)

③ 自動火災報知 (誘導灯・避難誘導灯点検を含む) 設備

外観・機能点検 (1 回) 及び外観・機能及び総合点検 (1 回)

④ 防火・排煙設備

外観・機能点検 (1 回) 及び外観・機能及び総合点検 (1 回)

⑤ ガス漏れ火災報知設備

外観・機能点検（１回）及び外観・機能及び総合点検（１回）

⑥ 非常・業務放送設備

ア 定期点検（２回）

外観点検：損傷、腐敗、結線のゆるみの有無等の調整と清掃

機能点検：異常動作の有無確認と消耗部品の調査

簡単な調整と設備（ヒューズ、表示ランプ等の交換）

イ 総合点検（１回）

システム総合動作点検

精密点検：測定を含めた特性試験（精度確認及び異常箇所の検出予防措置）

⑦ 蓄電池・整流器設備

ア 外観・機能点検（１回）

- ・電解液面、電槽・ふた、各種栓体、パッキン、封口部、接続部、蓄電池内部、減液警報装置、架台・箱、表示
- ・浮動充電中の蓄電池総電圧、浮動充電中の端子電圧・電解液比重、温度（６ヶ月）、停電時の負荷容量、均等充電の実施状況
- ・外箱・扉・換気口・計器・表示灯・スイッチ、各部品、開閉器・遮断器
- ・交流入力電圧、浮動充電電圧、浮動均等充電切換、均等充電電圧、負荷電圧、出力電流、負荷電流

イ 外観・機能及び総合点検（１回）

- ・電解液面、電槽・ふた、各種栓体、パッキン、封口部、接続部、蓄電池内部、減液警報装置、架台・箱、表示
- ・浮動充電中の蓄電池総電圧、浮動充電中の端子電圧・電解液比重、温度（１ヶ年）、停電時の負荷容量、均等充電の実施状況、接続部の増し締め
- ・外箱・扉・換気口・計器・表示灯・スイッチ、各部品、開閉器・遮断器交流入力電圧、浮動充電電圧、浮動均等充電切換、均等充電電圧、負荷電圧、出力電流、負荷電流・浮動回復充電切換、接続部、盤面電圧計、警報回復の作動、電圧調整範囲、負荷電圧補償装置の作動、垂下特性、出力波形観測、制御回路の精密点検、主サイリスタの精密点検、各部品の精密点検
- ・停電試験、絶縁抵抗測定、耐震装置、保守用具・予備品、図面・取扱説明書
- ・注意ラベル・認定証票等、周囲（環境）状況

（３）保守点検結果報告については、次のとおりとする。

消防法施行規則第３１条の６第１項及び第３項に基づく点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式により作成し、保管するとともに、必要に応じて、点検報告書を関係機関に提出すること。

５ 電気工作物の保安全管理業務

（１）保安全管理業務の内容は、別紙１「電気工作物保安全管理業務の細目及び基準」のとおりとする。

（２）保安全管理の業務及び回数は、次のとおりとする。

① 定期点検A 月1回

② 定期点検B 年1回

ただし、定期点検Bを実施する月は、定期点検Aを含むものとする。

③ 臨時点検

別紙1「電気工作物保安管理業務の細目及び基準」に定めるところによる。ただし、臨時点検を実施する月は、定期点検を含むものとする。

(3) 点検結果等の記録を保存すること。

別に定める要領

岐阜県先端科学技術体験センター 設備運転管理業務実施要領

岐阜県先端科学技術体験センター設備運転管理業務実施要領（以下「実施要領」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター設備運転管理及び保守管理業務仕様書（以下「設備運転管理等仕様書」という。）に掲げる設備運転管理業務の実施要領を示すものであり、その基準は次のとおりとする。

1 一般管理業務

- ① 電気事業法、消防法、建築基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、センターが適正に稼働するよう管理する。
- ② 午前8時30分に必要な機器の起動操作を行うとともに、各階の巡視を行い、各部屋等の状態を把握する。
- ③ 設置機器等の運転動作を点検し・記録し、正常稼働が継続されるよう管理する。
- ④ 総合管理室・機械室等を清掃し、設備・備品等の整理整頓を行う。
- ⑤ 各メーターを検針し、使用量及び残量を点検すること。
- ⑥ 設備台帳を作成し、点検整備経過等を記載し、保管すること。
- ⑦ 消防法に基づき実施する防災訓練については、センターの防災管理者と防災計画に基づき行う。また、適切な避難誘導及び初期消火体制を確立すること。
- ⑧ センター開館時間10分前に指定する施錠を解除するとともに、閉館時間10分後に全館を巡回し施錠を行う。
- ⑨ 指定管理者は業務員の安全教育及び防災訓練を行う。
- ⑩ 業務実施中における火災等の事故については、適切な処理を行い必要に応じて記録及び報告書を作成し、県に提出すること。
- ⑪ 記録の整理及び分析を行い、法令に定められた期間保管すること。
- ⑫ 機械室等の整理整頓及び清掃を行うこと。
- ⑬ 無事故、安全、低公害、高効率運転に留意し、省エネルギーを図り、良好な環境を維持すること。
- ⑭ 運転及び点検により発見した故障、不具合箇所、要修理箇所の報告、修繕に係る意見具申をすること。
- ⑮ 運転前後の点検を行い、常に運転状況を監視するとともに、異常の場合は速やかに必要な処置等を行うこと。
- ⑯ 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備等の保安を図るため、必要な巡視、点検、測定及び機器の手入れ等の業務を実施し、定められた記録用紙に記録すること。
- ⑰ 電力、ガス、水道水等の使用料の記録を行うこと。
- ⑱ 官公署の検査、定期の点検整備及び工事の打ち合わせ並びに立会い等を行うこと。
- ⑲ センターの維持管理に必要な物品等について定期的、継続的に購入し、適時更新、

交換及び補充すること。

2 中央監視設備等監視業務

- ① 総合管理室に設置してある総合監視盤等で、各電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備等の状況及び状態を監視すること。
- ② センター全館にわたる状態を把握し、空調機器の起動停止、室温の調整等を行うこと。
- ③ 各種防災情報を監視し、異常が生じた場合は、県に速やかに報告するとともに、現場情報の収集に努めること。
- ④ 火災等の災害が発生した場合は、速やかに緊急体制を取るとともに、防災計画に基づき活動すること。
- ⑤ 各計器盤等を点検し、定時ごとの指示数値、稼働状況を確認・記録すること。

3 環境衛生管理業務

- ① 遊離残留塩素測定及びその他軽微な水質測定業務を行うこと。
- ② 検査項目、検査回数は以下のとおりとする。
 - ・検査項目 残留塩素（味、臭気、色度、濁度及びその他状況により供給する水に異常を認めたときは、必要な項目を検査する）
 - ・検査回数 年52回（7日以内ごとに1回）

4 電気設備運転管理業務

- ① 日常巡視を行い、各機器類、各計器盤等を点検し、稼働状況、損傷・汚損・発錆等の異常の有無を確認・記録する。日常巡視の点検項目は21～24ページの設備運転保守管理要領（以下、「管理要領」という。）に基づき実施するものとする。なお、管理要領は、業務の目安を示したものであり、必要に応じて随時必要な点検・確認業務を行うこと。
- ② デマント管理、力率制御の確認を行うこと。
- ③ 自家発電設備を定期的に運転し、非常時に適正に駆動するように点検すること。
- ④ 表示灯、照明器具の状態を点検し、必要ならば消耗部品の取り替えを行うこと。
- ⑤ 停電時、災害時は、点検、各種データを記録すること。
- ⑥ 防火設備・消防設備等各種防災機器の自主点検整備を行い、発災区域及び点検経路を周知すること。

5 空気調和設備、給排水衛生設備運転管理業務

- ① 運転状態、燃焼状態、水量、圧力、温度等をチェックし、異常の有無を点検すること。
- ② 日常巡回点検を行い、各機器類、各計器類等を点検し、稼働状況、振動・異音・損傷等の異常の有無を確認、記録すること。日常巡回点検の点検項目は、管理要領に基づき実施するものとする。なお、管理要領は、業務の目安を示したものであり、必要に応じて随時必要な点検・確認業務を行うこと。

- ③ ファンベルトの取り替え、フィルター等の清掃及び取り替えを行うこと。
- ④ 空気調和設備、給排水衛生設備の循環水等の漏水確認と止水処理、各種ポンプのシーリングの調整を行うこと。
- ⑤ 給排水管等の各配管類の水漏れ、損傷、発錆を点検すること。
- ⑥ 各機器類の取り付け状態の確認とます締め作業を行うこと。
- ⑦ 各機械設備の点検整備、消耗品等の取り替えを行うこと。
- ⑧ 風量調整、レベル調整、除湿・加湿調整を行うこと。

6 軽微な機器の保守点検業務

- ① 特に専門の知識、専用の測定機器などを必要としない軽微な設備機器の保守点検を行うこと。
- ② 下記にあげる機器については示した頻度で定期保守点検を行うこと。

ア 空調機	1回／年
イ 換気機器	1回／年
ウ ポンプ類	1回／年

7 その他設備

- ① エレベーター・自動ドアの点検。
- ② 屋上・屋外設備の発錆、損傷、給排気口の点検、避雷設備接続部の緩み点検。
- ③ 屋外配管設備、照明等の各設備の損傷、発錆、緩みの点検。
- ④ 各種建築物、建築構造物、土木構造物の破損状況の確認を行うこと。

8 設備の修理

巡視点検、保守点検等により発見された、各設備の破損個所のうち、修理可能なものについては、「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書 第3 10 リスク分担」に応じて県又は指定管理者が対応するものとする。

設備運転保守管理要領

機 器	点 検 内 容	周 期					
		日	週	月	半	年	随時
1 電気設備							
受変電設備	別表1 「電気工作物点検、測定及び試験の基準」を参照のこと						
自家発電設備							
直流電源装置							
動力制御盤・分電盤	電圧、電流の確認・記録	○					
	外観・盤内目視点検	○					
照明機器	照明器具の損傷、汚損等の点検	○					
	不良管球等の交換						○
電話設備	外観作動状況確認			○			
放送設備	スピーカーの音量、音質の巡回点検			○			
	アンプの機能テスト			○			
	非常放送の作動確認			○			
インターホン設備	外観作動状況確認			○			
表示器設備	呼出表示器、トイレ呼出ボタン等作動状況確認		○				
テレビ共聴設備	外観機能点検					○	
電気時計設備	時計の外観作動状況確認	○					
	電源部のバッテリー点検			○			
自動火災報知設備	自主点検			○			
防火排煙設備	自主点検			○			
ガス漏れ火災報知設備	自主点検			○			
避難・誘導設備	自主点検	○					
消火器	自主点検			○			
2 空気調和設備							
ヒートポンプチャラー	運転データの記録	○					
	運転データの解析			○			
	ページ量の点検		○				
	運転状況（振動・騒音）の点検	○					
ヒートポンプチャラー	補助機器類の作動確認	○					
	操作盤内外の点検			○			
	排気装置の点検	○					
	水質管理			○			
	冷媒の漏れ点検	○					
ポンプ類	作動状況の確認	○					
	圧力計等指示計器の確認	○					

機 器	点 検 内 容	周 期					
		日	週	月	半	年	随時
	バルブ類の機能点検			○			
	振動、異音、損傷、腐食、加熱等の点検	○					
	パッキン部の点検					○	
	防振装置の点検			○			
	電動機各部点検	○					
膨張タンク	水量点検、作動点検		○				
	補給水装置の作動点検		○				
	排水洗浄の必要があれば錆落、塗装					○	
	水質の点検			○			
熱交換器	外観作動状況点検			○			
	配管内・接続部の錆点検					○	
ヘッダー	損傷、汚損、漏水等の点検及び清掃		○				
	圧力計等の指示値の確認及び記録	○					
空調機	電動機の回転状態の点検		○				
	騒音、振動、異常音その他外観点検	○					
	電流、給気温湿度等の点検記録	○					
	加湿器の点検	○					
	各種配管の腐食、漏水、破損の点検	○					
	油漏れ点検		○				
	ドレンパン及びドレン配水管の点検		○				
	エアークフィルターの点検						○
	各バルブの作動点検						○
	給気・換気口の汚れ点検		○				
	空調機の清掃						○
	コイル外部の点検、水漏れの有無		○				
ヒートポンプエアコン	電動機の回転状態の点検	○					
	騒音、振動、異常音その他外観点検	○					
	電流等の点検記録	○					
	各種配管・ダクトの腐食、漏水、破損の点検	○					
	加湿器の点検	○					
	油漏れの点検	○					
	冷媒の漏れ点検	○					
	エアークフィルター・吹出口・換気口の清掃、点検						○
ファンコイルユニット	電動機の点検						○
	騒音、振動、異常音その他外観点検			○			

機 器	点 検 内 容	周 期					
		日	週	月	半	年	随時
	エアークフィルターの清掃、点検						○
	ドレンパン及びドレン配水管の点検		○				
	各種配管・バルブの点検			○			
	コイルの点検					○	
送風機・排風機類	騒音、異常音、発錆の点検	○					
	電流値・運転状態の確認点検記録	○					
	発動機の温度点検	○					
	フィルター、機内、吹出口、吸込口の清掃						○
	羽根車の点検					○	
	給気・換気口の汚れ点検						○
	ベルトの点検調整		○				
	ケーシングの清掃					○	
	軸受け、回転状態の点検						○
自動制御設備	外観機能点検	○					
	各計器類の指示等確認	○					
	温度、湿度の監視・調整	○					
配管その他	水漏れ、発錆、損傷の点検			○			
	振動・異常音の点検	○					
3 給排水衛生設備							
受水槽	槽内の汚水、堆積物、浮遊物の点検			○			
	水漏れ、発錆、損傷の有無の点検			○			
	警報装置の作動確認		○				
	液面リレーの作動確認			○			
	ボールタップの作動状況確認		○				
	水処理装置の作動状況確認			○			
雑用水槽、雨水槽等	槽内の浮遊物、沈殿物の点検			○			
	水槽壁面等の損傷、亀裂、汚れの点検			○			
	害虫発生状況の点検			○			
	悪臭の有無の点検			○			
ポンプ類	作動状況の確認	○					
	圧力計等指示計器の確認	○					
	バルブ類の機能点検			○			
	振動、異常音、損傷、腐食、加熱等の点検	○					
	パッキン部の点検					○	
	防振装置の点検			○			
	電動機各部件の点検					○	

機 器	点 検 内 容	周 期					
		日	週	月	半	年	随時
温水ヒーター	外観機能点検・温度確認	○				○	
貯湯槽	計器類の指示値確認	○				○	
	本体、配管、弁類の損傷の点検					○	
電気温水器	温度計・圧力計等の指示計器の指示値の確認	○					
	水質の管理		○				
	外観機能点検			○			
	ヒーターの損傷点検						○
給排水衛生設備、給排水管	使用水量の検針	○					
	手洗い・洗面器具の亀裂、取付の緩み、水漏れ等の点検修理						○
	便器の水漏れ、排水状態の点検、つまりの除去						○
	各バルブの機能点検						○
	各配管の漏水、破損、亀裂、腐食等の点検						○
屋内消火栓設備	自主点検						○
中和槽設備	外観機能点検		○				
4 その他							
エレベーター設備	運転状態、動作確認	○					
	異常音、異臭、異常振動の有無						○
自動ドア設備	外観動作状況の確認	○					
その他	その他施設・設備の維持に必要な事項						○

- ・上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減させること。
- ・関係法令等に規定されているものについては、法令等で定める回数を実施すること。
- ・8～20 ページに規定している業務について、該当ページで定める回数を実施すること。

電気工作物保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

- ① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。
 - ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表 1「電気工作物点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない恐れがあるときは、是正措置を図ること。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、毎週 1 回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、是正措置を図ること。
 - ウ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、電気事業者より通知を受けた時は事故原因の探求に努め、応急措置を図り、再発防止を図ること。
 - エ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められる時は、電気事故報告書の作成及び手続きを行うこと。
 - オ. 指定管理者は点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行うこと。
 - カ. 電気事業法に規定する立入り検査には、指定管理者の保安業務担当者等を立ち合わせること。
- ② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。
 - ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成を行うこと。
 - イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行うこと。
- ③ 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、指定管理者は指定管理者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
 - ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。
 - イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。
 - ウ. 移動して使用する機器及びこれに付属する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。
 - エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検が出来ないもの。
 - オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された配線及び機器等、点検時に著しい意見が伴うもの。
 - カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。
 - キ. 建設中の 2 階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。
- ④ 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、①による点検のほか、指

定管理者が確認を行うものとする。

2. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施する為の通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、速やかに改修するものとする。
- (2) 「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書 第3 10 リスク分担」に応じて県又は指定管理者が対応するものとする。
- (3) 指定管理者は県と協議のうえ、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

別表 1

電気工作物点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検A (月1回)	定期点検B (年1回)	臨時点検
受 変 電 設 備	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		放電雑音チェック		○	
	遮断機 開閉器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		継電器の動作試験		○※1	
		継電器との結合動作試験		○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1	
		絶縁油酸価度試験		○※2	
		絶縁油破壊電圧試験		○※2	
		内部点検		○※2	
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	含 配 電 設 備 ・ 二 次 変 電 室 設 備	母線、計器用変成器	○	○	必要の都度
		断路器、避雷器		○※1	
		電力用コンデンサー		○	
		その他機器		○	
	変圧器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		絶縁油透明度チェック		○※3	
		絶縁油酸価度試験		○※3	
		絶縁油破壊電圧試験		○※3	
		内部点検		○※3	
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		継電器の動作試験		○※1	
		継電器との結合動作試験		○※1	
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	設置装置	外観点検	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検A (月1回)	定期点検B (年1回)	臨時点検	
直 流 電 源 装 置	蓄電池	外観点検	○	○	必要の都度	
		比重測定	2回／年	○		
		液温測定	2回／年	○		
		電圧測定	2回／年	○		
	電動機、電熱器、電気溶接機	外観点検	○	○	必要の都度	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定		○※1, 6		
	照明装置	接地抵抗測定		○※4		
	配線及び配線器具	温度チェック		○		
	設置装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7		
自 家 発 電 設 備	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	必要の都度	
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	必要の都度	
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1		
		接地抵抗測定		○※4		
	遮断機・開閉器		受電設備と同じ			受電設備と同じ
	その他の電気機器類					

注（１）「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。

（２）定期点検 B で無停電で行う点検（無停電点検）を実施する場合は、３年に１回は停電をして行う点検（停電点検）を行うものとする。

（３）※１を付した測定及び試験は、停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

（４）※２を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとする。ただし、定期点検 B の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状況による点検とする。

（５）※３を付した点検及び試験は、製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとする。ただし、定期点検 B の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状況による点検とする。

（６）※４を付した測定は、過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（７）※５を付した測定は、毎月点検の場合は、隔月１回高圧変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとする。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（８）※６を付した測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

(9) ※7を付した絶縁監視は、絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A、B 実施時、誤差試験を年 1 回行うものとする。

岐阜県先端科学技術体験センター エレベーター設備保守点検業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センターエレベーター設備保守点検業務仕様書（以下「昇降機保守等仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センターエレベーター保守点検業務の基準を示すものであり、その詳細は次のとおりである。

1. 設置機種

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 油圧式乗用エレベーター（乗用・車椅子・視覚障害者用） | 1 基 |
| 操作方法 | 2 B C |
| 停止数 | 2ヶ所 |
| 積載重量 | 7 5 0 k g（定員11名） |
| 付加装置 | 地震時官制運転装置、停電時自動着床装置、音声合成アナウンス装置 |
| (2) 油圧式人荷用エレベーター（乗用・車椅子・視覚障害者用） | 1 基 |
| 操作方法 | 2 B C |
| 停止数 | 3ヶ所 |
| 積載重量 | 1, 6 0 0 k g（定員24名） |
| 付加装置 | 地震時官制運転装置、音声合成アナウンス装置 |
| (3) 油圧式荷用エレベーター | 1 基 |
| 操作方法 | 1 B C |
| 停止数 | 2ヶ所 |
| 積載重量 | 2, 5 0 0 k g |

2. 業務の内容

- (1) 点検・手入れ保全
 - ア 定期的に計画的な点検（毎月）
 - 手入れ保全作業（給油、調整、清掃等）の実施
 - イ 点検、手入れ保全の対象箇所、対象機器、作業内容は、32～38 ページのとおりとする。
 - ウ 点検、手入れ保全作業を行ったときは、速やかに作業報告書を作成し、保管すること。
- (2) 異常監視、直接通話サービス
 - ア エレベーター設備について次の異常が発生したときは、適切な処置をとること。
 - ①閉じ込め事故 ②使用不能故障（運行に支障がある場合） ③着床不良
 - ④戸開閉不良 ⑤ 制御盤停電 ⑥MOP 盤停電
 - イ エレベーターに次の故障が発生した場合は、エレベーター設備のかご内のインターホンにより、同かご内の乗客と直接通話し、必要な指示、連絡等にあたること。

①閉じ込め事故 ②使用不能故障

ウ 異常通報が発せられた場合の処置の結果については、作業報告書にて県へ報告すること。また、異常通報に基づく処置のために現場で作業を行った場合は、その作業に応じて作業報告書又は故障修理報告書を県へ提出すること。

(3) 消耗部品の準備

ア 昇降機保守等仕様書に記載の作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等)を準備すること。

イ 消耗部品の範囲は、次のとおりとする。

①可動・固定コンタクト ②ヒューズ ③Vベルト ④灯心

⑤照明用ランプ、スターター ⑥インジケーター用ランプ

⑦操作盤・乗用押ボタン用ランプ ⑧停電灯用ランプ

⑨点検用オイル・グリス類 ⑩ウエス、サンドペーパー

⑪ビス、ナット、ワッシャー類 ⑫E型ランディングスイッチカム等

ウ 前記⑤から⑧の消耗部品については、スリムライン、ネオン管、インテリア照明、その他特殊な発光体は含まない。又、⑨の消耗部品については、巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び暖衝器作動油は含まない。

(4) 機器の構成部品の修理、取替

ア エレベーター設備の機能維持を図るため、機能の摩耗、劣化を予測し、必要に応じて機器の構成部品の修理、取替をすること。

イ 前記アの機器の構成部品の修理、取替の対象とする範囲は、55ページのとおりにする。

(5) 品質検査

1年に1回、エレベーターの総合的な機能を確認する検査を行い、品質検査の結果については、定期検査報告書を作成し、保管すること。

(6) 緊急時の対応

指定管理者がエレベーター設備について故障等の緊急事態が発生したことを確認した場合は、速やかにエレベーター設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。この処置の結果については、作業報告書又は故障修理報告書を県へ提出すること。

(7) 法令に基づく検査の立会い

建築基準法第12条に基づく法定検査の立会いを行うこと。

3. 作業中の運転休止

指定管理者は、エレベーター設備の点検・修理その他の作業を行うにあたり、事前に来館者に告知した上で、必要に応じてエレベーター設備の運転を休止することができる。

4. 法定点検及び法定検査受検諸事項

指定管理者は、法定点検及び法定検査受検諸事項を、責任を持って実施し、結果を特定行政庁へ報告するものとする。

【点 検 内 容】
(油圧式エレベーター)

NO. 1

個 所	機 器 名	点 検 内 容
機 械 室	室 内 環 境	・機械室の出入口戸・窓の施錠状態、戸・窓の開閉状態、破損の有無、天井、壁、床のヒビ割れ、雨漏りの有無、照明・コンセントの点検 ・整理・清掃状態、換気装置・室温の異常の有無の点検 ・消火器等備品の異常の有無の点検
	各 機 器	・機械室各機器の運転状態、回転状態、動作状態、異常音の有無、異常発熱、異常アークの有無の点検
	受 電 盤	・受電盤の固定状態、カバーの取付状態、ロック状態の点検 ・連動機構の状態、損傷の有無、端子の緩み、ヒューズの劣化の有無の点検 ・N Fブレーカーの固定状態、損傷の有無 ・端子の緩み、電源表示灯の点灯状態の点検
	制 御 盤	・各盤の固定状態、扉（カバー）、ロック状態の点検 ・接触器本体の損傷の有無、カシメ部分のガタの有無、接点の荒損状態、フォローアップ、端子の緩み、スプリングの劣化の点検 ・継電器の接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ・C P U ・ I / O の発光ダイオード点灯状態、安全チェック回路の動作、バッテリー劣化の有無の点検 ・ヒューズ取付状態、劣化の有無の点検 ・O C R 本体の損傷の有無、作動値の設定状態、端子の緩み点検 ・抵抗器の損傷の有無、端子の緩み点検、ヒューズ取付状態、劣化の有無の点検 ・各回路電圧・絶縁状態の点検 ・大容量電解コンデンサーの劣化の点検 ・異常履歴データの確認と点検 ・故障発報機能の点検 ・その他機器の損傷の有無、端子の緩み、コネクター接続状態、ハンダの状態、配線状態、各タイマー設定値の点検
	油 圧 ポ ン プ	・電動機、ポンプの固定状態、ブリーの異常摩耗の有無、ブリー間の平行、Vベルトの亀裂・摩耗の有無、Vベルトのテンションの点検

個 所	機 器 名	点 検 内 容
機 械 室	油 圧 ポ ン プ	・電動機の絶縁状態、端子の緩みの点検 ・カップリングの摩耗、損傷の有無、給油状態の点検
	サイレンサー	・サイレンサーの固定状態・変形・損傷の有無の点検 ・油漏れの有無の点検
	制 御 バ ル ブ	・各バルブの取付状態、ロックナットの緩み点検 ・圧力異常の有無の点検
	ファンラジエーター	・ラジエーターの固定状態、ファンの曲がり・変形の有無、端子の緩み、軸受給油状態の点検 ・冷却装置のサーモスイッチの動作、損傷の有無の点検
	オイルタンク	・タンクの固定状態、作動油の量、劣化の有無、フィルターの汚損の有無の点検
か ご 廻 り	か ご 上 各 機 器	・かご上損傷の有無、各安全スイッチ（救出口・GOV-A等）動作、損傷の有無の点検 ・ターミナルボックスの固定状態、カバーの開閉状態の点検 ・手動操作スイッチの動作点検 ・メインロープ端末の状態、錆、ロックナットの締付状態の点検 ・戸開閉器の取付状態、リミットスイッチ接点の摩耗状態、各抵抗器の異常発熱・端子の緩みの点検 ・ケーブル関係の取付状態の点検
	か ご 戸 廻 り	・かご戸の吊り状態、ドアレール清掃・給油状態、レール異常摩耗の有無、ドアハンガー設定状態、ハンガーローラ摩耗、剥離の有無、エキセンローラ調整状態、連動ロープのテンション・異常摩耗の有無、従動腕の取付状態、ドアシュー摩耗・変形の有無、取付ボトル・ビスの緩みの点検 ・各軸受回転状態の点検 ・ドアモーターの固定状態、ブラシ、整流子摩耗状態、整流子条痕の有無の点検 ・ドアマシンの固定状態、ベルト・チェーンテンション、ドアマシン位置スイッチ設定、ベルトの損傷、異常摩耗の有無、コネクター接続状態の点検・戸閉連動機構の取付状態、曲がり、変形の有無、ベーン芯出しの点検 ・かご戸及び乗場戸の連動状態の点検 ・セーフティシューの固定状態、変形、ガタの有無、ストローク測定、マイクロスイッチ取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ・ゲートスイッチの取付状態、動作点設定

個 所	機 器 名	点 検 内 容
か ご 廻 り	か ご 戸 廻 り	・光電管光軸ズレの有無、汚損の有無の点検 ・位置スイッチの固定状態、配線状態、動作状態の点検 ・ドアクランク部の固定状態、プーリー、スプロケットのガタ・芯ズレの有無、ベルトチェーンのテンション・損傷・異常摩耗の有無の点検
	近 接 ス イ ッ チ 近 接 プ レ ー ト	・近接スイッチ接点の接触抵抗測定 ・スイッチの固定状態、取付の状態の点検 ・プレートとの隙間の点検 ・コネクタの接続状態の点検 ・プレートの変形の有無点検 ・プレートアームの締付の状態点検 ・クリップのかかり代点検
	非 常 止 め 装 置	・非常止め装置のボトルの緩み、クワエ金とレールの隙間、各軸、ピン廻り給油状態、非常止め動作スイッチ作動状態、運動部汚損、異物混入の有無の点検 ・非常止め装置の動作状態の点検
	ガ イ ド シ ュ ー ガ イ ド ロ ー ラ ー	・ガイドシュー（キブス）の取付状態、横振れ（遊び）の状態、レールとシューの隙間給油状態の点検 ・ローラーの取付状態、タイヤの摩耗状態、亀裂、剥離、油付着の有無の点検
	給 油 器	・給油器の取付状態、給油状態、灯芯の摩耗状態の点検
	救 出 口	・救出口の開閉状態、施錠状態の点検
	は か り 装 置	・はかり装置の取付状態、ピン廻りの給油状態、スプリング劣化の有無、端子の緩み、配線状態、防振ゴムの劣化・変形の有無の点検
	そ の 他 機 器	・ファン及びデフューザーの汚損の有無、取付状態、給油状態、端子の緩み、防振ゴムの劣化、汚損の有無の点検 ・ケーブルハンガーの取付状態、ケーブルクリップの緩みの点検 ・ジャンクションボックスカバーの取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ・かご室組立ビスの緩み、かご枠組立ボトルの緩み、かご枠及び床板の発錆、損傷の有無、配線状態の点検 ・舟形カムの取付状態、関係寸法の点検 ・吊り車の取付状態、軸受給油状態、シーブの溝の摩耗の点検

個 所	機 器 名	点 検 内 容
昇 降 路	昇 降 路	・昇降路周壁のヒビ割れの有無、濾水の有無の点検
	リミットスイッチ 位置スイッチ	・取付けボックスの固定状態、曲がり、変形の有無、関係寸法の点検 ・スイッチのローラーの摩耗状態、ピン廻り給油状態、ローラーのストローク、接点の荒損状態、端子の緩みの点検
	配 管 ・ 配 線 ジャンクション ボックス	・配管及び配線状態確認、ケーブル損傷の有無、取付ボルト及びビスの緩みの点検 ・中間ジャンクション ボックス内端子の緩み、配線状態の点検 ・分岐ボックス内コネクターの接続状態点検
	ガイドレール	・レールの損傷の有無、ジョイント部段差の有無、固定ボルトの緩み、発錆や損傷の有無の点検 ・吊り車の固定状態、軸受給油状態、シーブの溝の摩耗状態の点検 ・ガイドシューはかごガイドシューと同様 ・給油器はかご給油器と同様
	ロ ー プ	・メインロープ及びガバナロープの摩耗や素線切れの有無、給油状態、テンション、発錆の有無、バビットの状態、ロープ端末部発錆の有無、ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の点検 ・ガバナロープのロープクリップの緩み、端末バインド状態の点検
	移 動 ケ ー ブ ル	・ケーブルの損傷の有無、動特性の点検 ・ケーブルハンガーの取付状態、ケーブルクリップの緩みの点検
	乗 場 戸 廻 り	・インターロックスイッチの固定状態、戸のローラーの関係寸法、戸のローラーの劣化亀裂の有無、セリの有無、動作位置設定状態、曲り・変形の有無、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、スイッチボックスカバー損傷の有無の点検 ・非常解錠装置の異常の有無の点検 ・ハンガーケースの固定状態、発錆や変形の有無、戸当りゴム脱落の有無、カバー取付状態の点検 ・その他はかご戸廻りに同じ
	油圧シリンダー	・油圧シリンダーの固定状態、亀裂や発錆等の有無、プランジジャー表面の損傷の有無、油膜の状態、パッキンの劣化や損傷の有無、空気混入の有無、ボルトの緩みの点検

個 所	機 器 名	点 検 内 容
昇 降 路	油圧シリンダー	・そらせ車の取付状態、軸受給油状態、シーブの摩耗状態の点検 ・ガイドシューの取付状態、レールとのギャップ、摩耗状態の点検 ・給油器はかご給油器に同じ
	その他の機器	・頂部シーブの固定状態、シーブの溝の摩耗状態の点検
ビ ッ ド	ビ ッ ド	・ビッド漏水の有無、清掃状態の点検
	緩 衝 器	・緩衝器の固定状態、発錆や損傷の有無、緩衝器台の固定状態の点検 ・カウンタークリアランスの点検
	調 速 機	・調速機の固定状態、シーブの溝の摩耗状態、軸受ピン廻りの給油状態、端子の緩み、接点のフォローアップの点検 ・調速機の作動速度の点検 ・制御スイッチのキックピンの取付状態、関係寸法、スプリング劣化の有無の点検
	シ リ ン ダ ー 台	・シリンダー台の固定状態、発錆や損傷の有無の点検
	配 管	・各配管の固定状態、発錆や損傷等の有無の点検
か ご 室 乗 場	か ご	・かご運行状態、異常音の有無、戸開閉状態、セーフティシュー動作、かご及び乗場押釦動作、停電灯点灯状態、かご照明点灯状態の点検
	意 匠 照 明	・かご室パネル、天井、化粧柱、床の損傷や変形の有無、目地のガタや隙間の有無、床タイルの摩耗浮き上がり有無の点検 ・各銘板の取付け、汚損状態の点検 ・乗場戸、出入口、三方枠の損傷や変形の有無、変色や腐食の有無の点検 ・かご照明の球切れやチラツキの有無、グローランプの劣化の有無、端子の緩み、ソケットの損傷の有無、カバーの損傷、変色の有無、カバーの取付状態の点検
	か ご 内 操 作 盤	・かご内操作盤カバーの取付状態、損傷、変形の有無、押釦の亀裂や破損の点検 ・かご内操作盤内部の端子の緩み、ハンダの状態、配線状態、接点の荒損状態の点検
	か ご ・ 乗 場 ・ インジケーター・ 乗 場 押 釦 ・ 休 止 ス イ ッ チ	・インジケーターのカバーの取付状態、カバーの損傷の有無、ランプソケットの状態、端子の緩みの点検 ・押釦の亀裂、破損の有無、端子の緩み、配線状態、接点の荒損状態の点検

個 所	機 器 名	点 検 内 容
か ご 室 乗 場	外 部 連 絡 装 置	・外部連絡装置の押釦破損やセリの有無、通話状態、ブザーの点検
	連 絡 装 置	・連絡装置の押釦破損やセリの有無、通話状態、ブザーの点検
	そ の 他	・意匠部分の汚れの有無の点検

【エレベーター付加装置】

個 所	機 器 名	点 検 内 容
停 電 時 自 動 着 床 装 置	停 電 管 制 装 置	・機械室の出入口戸や窓の施錠状態、戸及び窓の開閉状態、破損の有無、天井、壁、床のヒビ割れ、雨漏りの有無、照明やコンセントの点検 ・整理、清掃状態、換気装置、室温の異常の有無の点検 ・消火器等備品の異常の有無の点検
	バ ッ テ リ ー (U P S)	・バッテリーの状態、端子の緩み、バッテリー液の量、比重の点検
地 震 時 管 制 運 転 装 置	地 震 管 制 装 置	・地震感知器の取付状態、設置状態、動作状態の点検 ・継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ・監視盤ランプの点灯状態、ブザーの点検 ・動作状態の点検

岐阜県先端科学技術体験センター 自動ドア設備保守点検業務仕様書

岐阜県科学技術体験センター自動ドア設備保守点検業務仕様書（以下「自動ドア保守等仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター自動ドア設備保守点検業務の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

1. 業務の内容及び点検実施回数

- (1) DS-41型円形ドアエンジン 2台

年4回（定期点検日以外の故障修理を含む）

- (2) 制御盤 一式

- (3) 点検内容

損傷の有無、電源の点検、扉の開閉状態、ロック状態等、指定管理者は58ページを基準に点検すること。

2. 点検の結果報告

業務完了後、指定管理者は「点検報告書」を作成し、保管すること。

3. 点検後の措置

点検の結果、不備と認められる事項については、県と指定管理者との協議のうえ処置するものとする。

4. 資材、消耗品等の負担

自動ドア保守等仕様書に記載の作業に必要な部品のうち、消耗部品通常の使用による摩耗・劣化により補完・交換を頻繁に行う小部品及び油脂類等は、指定管理者の負担とする。

5. 設備等の変更

県がこの設備に影響を及ぼす恐れのある模様替え等を行う場合は、遅延なく指定管理者に通知し、県と指定管理者は協力して設備の保全に努める。なお、この工事を行うため設備の移設又は改修を必要とするときは、県と協議すること。

6. 緊急事態発生時の対応

- (1) 設備に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、指定管理者は応急措置にあたること。
- (2) 指定管理者は設備に異常を発見し、緊急に修理等を実施する必要があると判断した場合は、必要な修理等を実施するものとする。

7. その他

指定管理者は、行政官庁等へ報告すべき諸事項について、県から資料作成の依頼があった場合においては、責任を持って対応するものとする。

自 動 ド ア 点 検 内 容

NO	点 検 個 所	点 検 項 目
1	無目点検カバーの取付	取付、破損の有無等の状態の点検
2	ガードレール内の異物	異物、その他外観等の状態の点検
3	異音	異常音の確認
4	全閉時の戸先隙間	隙間、外観等の状態の点検
5	ベルト・チェーン・ワイヤーの張り	張り、外観等の状態の点検
6	開き閉じ速度	速度確認、状態等の点検
7	開き保持時間	時間確認、状態等の点検
8	クッション作用	作用、その他外観等の状態の点検
9	スイッチの作動	作動、その他外観等の状態の点検
10	安全光線の作動	作動、その他外観等の状態の点検
11	電気錠の作動	作動、その他外観等の状態の点検
12	施錠	施錠の状態点検
13	警告ラベル	状態の確認
14	開閉回数の確認	開閉回数の確認と記録
15	その他関係部品の作動及び状態確認	関係個所の外観等の状態の点検

※ 指定管理者は、詳細な点検項目及び内容について、センターの運営に支障をきたさないように十分に注意すること。

岐阜県先端科学技術体験センター 清掃業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務仕様書（以下「清掃業務仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

1 清掃対象の面積

(1) 建物（延床面積）	5, 9 7 1 m ²
(2) ガラス	1, 5 9 7 m ²
(3) 駐車場	2, 6 0 1 m ²
(3) 緑地等	2, 5 2 1 m ²

2 業務の内容

業務の内容は次のとおりとし、別に定める「岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき実施するものとする。

なお、実施要領は、業務の目安を示したものであり、汚れの顕著な箇所、日常頻繁に使用する箇所については、随時必要な清掃を行い、公の施設として清潔で快適な空間を保つこと。

- (1) 日常清掃業務
- (2) 定期管理業務
- (3) ガラス清掃業務

3 業務を行う日時

- (1) 日常清掃業務は、岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）の休館日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで業務員がセンターに常駐し実施するものとするが、必要に応じて時間を変更することができる。

なお、47～50 ページの基準表（以下、「基準表」という。）中の来館者利用施設については、施設の利用状況に応じ、適時実施すること。

- (2) 定期管理業務は、必要な箇所について、原則として基準表に従って開館時間外又は休館日に実施すること。ただし、必要に応じて日時を変更することができる。
- (3) ガラス清掃業務は、必要な箇所について、原則として1年に1回実施すること。実施する時間は、原則としてセンター開館日の午前8時30分から午後5時15分までとするが、施設の運営に支障のないよう留意すること。但し、必要に応じて日時を変更することができる。

4 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、主任者を選任すること。

- (2) 主任者は責任者として原則として作業場に出勤し、現場の指導監督を行い、業務を完全遂行すること。
- (3) 指定管理者は、清掃の疎漏、所定時間の遅延等のないように業務遂行に必要な業務員を配置しなければならない。
- (4) 指定管理者は、業務員に対して業務に関する研修及び清掃器具の使用等必要な訓練を十分に行い、業務中における建物備品等の損傷、事故の防止に努めること。

5 業務員数

業務員 2名以上

6 業務の条件

- (1) 業務に要する機材、器具及び消耗品（ビニールゴミ袋、樹脂ワックス、洗剤、トイレットペーパー等）の経費一切は指定管理者の負担とする。
- (2) 業務内容が仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合における経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (3) 指定管理者は、業務実施計画書を前月25日までに作成し、保管すること。
- (4) 指定管理者は、業務員に作業中、名札を着用させること。なお、その場合の経費一切は指定管理者の負担とする。
- (5) 業務に使用する材料は、品質良好な製品を使用すること。
- (6) 業務実施中は、火災等不慮の事故発生防止に留意し、引火性のガソリン・ベンジン等の使用は避けること。
- (7) トイレの手洗用石鹼液、トイレットペーパー及び消臭剤は、常に点検して不足分を補充すること。
- (8) 高所のガラス清掃については、必要な機材等これに係る経費一切は指定管理者の負担とする。

別に定める要領

岐阜県先端科学技術体験センター

清掃業務実施要領

第1 日常清掃業務

1 床の清掃

(1) タイルカーペット

真空掃除機を使用し、丁寧に土砂・塵埃を除去する。特に汚れの甚だしい部分は適性洗剤で汚れを除去する。

(2) 塩ビシート・塩ビタイル

ダストモップ等で紙屑、埃、土砂等を除去し床面の艶だしを行う。特に汚れの著しい部分は、洗剤をつけて拭き上げ、ワックスについては、ドライ仕様とする。

(3) セッ器質タイル等

ダストモップ等でゴミ、塵を掃きとった後、真空掃除機で集塵する。特に汚れの著しい部分は、洗剤等で洗い落とし、乾いた布で拭きとる。

(4) コンクリート

底面の掃き掃除を行い、土砂が多い場合は水洗いする。

2 ドア清掃

乾いた布で空拭きし、取手は常時磨く。

3 塵箱の清掃

共用部分に配置してある塵箱は常時清掃する。必要に応じて適性洗剤で磨くこと。

4 研磨作業

床は研磨を要しないが、階段は乾いた布でポリッシングし、階段のすべり止め金具は必要に応じ特殊洗剤を用いて磨く。

5 紙屑、茶殻の処理

紙屑はダストカーで所定の場所に集め、茶殻はバケツかポリ袋に入れ替えて所定の場所に集め、搬出する。

6 壁面の塵払い

廊下、エレベーター扉等の共用部分の壁面等については、常時塵払いする（鳥毛等軟らかいものを使用すること）。

7 什器備品等の清掃

塵埃を除去した後、乾いた布で乾拭きをする。また、適切な方法で汚れを拭きとる。

8 鏡、ガラス等の清掃

出入口、トイレ、エレベーター等の鏡、ガラス等は柔らかい布で空拭きし、必要に応じて特殊洗剤で磨くこと。

9 手摺、消火器等の清掃

手摺、消火器、掲示板、湯沸器、電話端子盤、分電盤、ドア等の塗装部分は柔らかい布等で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤で清掃する。

10 トイレの清掃

- (1) トイレの床は水拭きして常に清潔にし、便器は洗剤で内側をよく洗い、周囲及び金属部分は水拭きする。便器内に汚水が詰まった場合は応急処置する。
- (2) トイレの壁面は必要に応じて水拭きし、特に汚れの甚だしい部分は適性洗剤で汚れを除去する。
- (3) トイレトペーパー、水石鹼及び消臭液は、毎日点検し不足分を補充する。
- (4) 女子トイレの汚物は、毎日1回容器から取り出し、所定の場所まで運ぶこと。また容器は水洗いする。
- (5) 洗面台は、周辺部も含め水拭きし、必要に応じて洗剤拭きをする。

11 給湯室の清掃

湯沸器及び流し台は、随時水拭きし、常に清潔に保ち、茶殻等のゴミは毎日処理する。

12 玄関、出入口の清掃

玄関、出入口の床面は、毎日塵埃の掃き出しを行い、モップで水拭きをして泥土等の汚れを落とす。また、雨天の場合は、雨があがったら水取り並びに掃き掃除をする。

13 エレベーターの清掃

エレベーター内部は適宜掃き掃除の上乾拭きする。また必要に応じて特殊洗剤で磨く。なお、エレベーター数は3基とする。

14 レストコーナー、ギャラリー、研修室の清掃

レストコーナー、ギャラリー、研修室に設置してある机、椅子、書架については、適宜拭き掃除をする。また必要に応じて湯に浸した雑巾や洗剤等適切な方法により拭き掃除を行う。

15 科学図書館の清掃

閲覧机は、適宜拭き掃除を行い清潔に保つ。また必要に応じて湯に浸した雑巾や洗剤等適切な方法により拭き掃除を行う。書架は毛ばたきで埃を払う。

16 サイエンスラボの清掃

実験卓は、適宜拭き掃除を行う。また必要に応じて湯に浸した雑巾や洗剤等適切な方法により拭き掃除を行う。

17 レクチャーラボの清掃

客席、舞台、通路等について、適宜吸塵清掃、掃き掃除、拭き掃除等を行う。

18 緑地、外通路等

- (1) 掃き掃除し、ゴミ紙屑等を除去する。案内板等の汚れは、適切な方法で拭く。
- (2) 敷地内排水溝はスコップ等で泥上げし、ホースで水を流し、上げた泥は指定場所に搬出して処分する。
- (3) 緑地帯のゴミ、落ち葉等を必要に応じて除去する。

19 駐車場

定期的に巡回し、紙屑等を回収し、汚れのひどい箇所はシダ箒で掃除する。

20 ゴミの集積

各清掃場所から収集したゴミは、紙屑・茶殻等の有機物、ビニール等の化学物質、ガラス・金属電池等の不燃物質等に分別し、指定された集積所に集積する。

集積所の内外は清潔を保ち、ねずみ、害虫、悪臭等が発生しないよう常に注意する。

第2 定期管理業務

1 床の清掃

(1) タイルカーペット

真空掃除機を使用し、パイル目に浸透した土砂、塵埃を除去する。しみ抜き、洗浄の後十分にすすぎ作業を行い、起毛の後十分乾燥する。

(2) 塩ビシート・塩ビタイル

床面の汚れを十分に洗浄して拭き取り、全面剥離する。ワックスについては、ドライ仕様とする。

(3) セツ器質タイル等

床面の汚れを十分に洗浄して拭き取る。特に汚れの目立つ部分は剥離洗浄を実施する。

2 天井の塵払い

鳥毛払い、ホームモップ等をもって埃、くもの巣等を丁寧に取り除く。

3 壁面高所

共用部分の壁面高所について、乾拭き、水拭き等の拭き掃除を行う。

4 塵払い

塵払いをもって室内設備器具（時計、スピーカー等）、備品、シャッター等の塵埃を除去する。

5 照明器具の清掃

柔らかい布等で照明器具の塵埃を取り除く。

6 机上、計器、その他の備品の清掃

帯電クロスにて清拭する。

第3 ガラス清掃業務

1 外装ガラスの清掃

ガラス磨き液等を用いてガラス内外面の汚れを除去し、柔らかい布で空拭き仕上げをすること。

2 室内、廊下ガラスの清掃

ガラス磨き液等を用いてガラス内外面の汚れを除去し、柔らかい布で空拭き仕上げをすること。

3 高所のガラス清掃

高所のガラス清掃作業にあたり高所作業車等を使用又は仮設足場等を設置する場合は、来館者の安全を確保するとともに、業務員の安全につき万全を期すること。

第4 その他

薬剤の使用については、「県有施設における病虫害等防除に関する基本方針」を遵守すること。

岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務実施基準表

階	室 名 等 ★は来館者利用施設	床 材 料	面積 (㎡)	清掃対象 面積・再掲 (㎡)	日 常 清 掃								定 期 管 理				
					床 面 清 掃				塵 箱 清 掃 紙屑・茶殻処理	壁面低所の 清掃	衛生陶器 の洗浄	汚物処理 鏡等の拭 き掃除	机・椅子 等の清掃	カーペッ ト クリーン グ	床清掃 ワックス 仕上げ等	天井・照明器具・ 壁面高所の清掃	ガラス面 清 掃
					掃き清掃	水拭清掃	吸塵清掃	洗剤拭き清掃									
1	事務室	タイルカーペッ ト	114	114			随時		随時	随時				1回／年		1回／年	1回／年
	館長室	タイルカーペッ ト	54	54			随時		随時	随時				1回／年		1回／年	1回／年
	会議室	タイルカーペッ ト	57	57			随時		随時	随時				1回／年		1回／年	1回／年
	科学図書館★	タイルカーペッ ト	74	74			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	
	サイエンス工房★	タイルカーペッ ト	98	98			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	
	スペシャルラボ階段部★	タイルカーペッ ト	15	15			随時			随時			随時	1回／年		1回／年	
2	レクチャーホ （映写室等含む）★	タイルカーペッ ト	330	330			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	1回／年
	サイエンスラボ1★	タイルカーペッ ト	196	196			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	1回／年
	サイエンスラボ2★	タイルカーペッ ト	196	196			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	1回／年
	サイエンスラボ3★	タイルカーペッ ト	196	196			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	1回／年
	サイエンスラボ4★	タイルカーペッ ト	196	196			随時		随時	随時			随時	1回／年		1回／年	1回／年
	クリエイティブデ レクター室	タイルカーペッ ト	36	36			随時		随時	随時				1回／年		1回／年	1回／年
1	総合管理室	塩ビシート	25	25	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	保健室★	塩ビシート	13	13	随時			随時	随時	随時					1回／年	1回／年	
	更衣室	塩ビシート	16	16	随時					随時						1回／年	
	清掃員控室	塩ビシート	13	13	随時					随時						1回／年	
	給湯室	塩ビシート	8	8	随時			随時	随時	随時	随時				1回／年	1回／年	
	シャワー室（1）	塩ビシート	6	6	随時					随時		随時			1回／年	1回／年	
	シャワー室（2）	塩ビシート	8	8	随時					随時		随時			1回／年	1回／年	
	倉庫	塩ビシート	23	23	随時					随時						1回／年	
	薬品庫	塩ビシート	15	15						随時						1回／年	
	トイレ	塩ビシート	5	5	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	

岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務実施基準表

階	室 名 等 ★は来館者利用施設	床 材 料	面積 (㎡)	清掃対象 面積・再掲 (㎡)	日 常 清 掃									定 期 管 理			
					床 面 清 掃				塵 箱 清 掃 紙屑・茶殻処理	壁面低所 の清掃	衛生陶器 の洗浄	汚物処理 鏡等の拭 き掃除	机・椅子 等の清掃	カーペット クリーニング	床清掃 ワックス 仕上げ等	天井・照明器具・ 壁面高所の清掃	ガラス面 清 掃
					掃き清掃	水拭清掃	吸塵清掃	洗剤拭き清掃									
1	男女トイレ（１）	塩ビシート	39	39	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	
	男女トイレ（２）	塩ビシート	25	25	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	
	多目的トイレ（１）	塩ビシート	9	9	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	
	スペシャルラボ★	塩ビシート	49	49	随時			随時		随時			随時		1回／年	1回／年	
	総合実験準備室	塩ビシート	196	196	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	研究室 1	塩ビシート	49	49	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	研究室 2	塩ビシート	49	49	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	研究室 3	塩ビシート	49	49	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	研究室 4	塩ビシート	49	49	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	木工コーナー	塩ビシート	140	140	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	金工コーナー	塩ビシート	85	85	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	電工コーナー	塩ビシート	16	16	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	塗装工コーナー	塩ビシート	11	11	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	準備室（１）	塩ビシート	16	16	随時					随時					1回／年	1回／年	1回／年
2	レクチャーラボ舞台	塩ビシート	100	100	随時			随時		随時			随時		1回／年	1回／年	
	レクチャーラボ控室	塩ビシート	25	25	随時				随時	随時					1回／年	1回／年	
	準備室（２）	塩ビシート	194	194	随時					随時					1回／年	1回／年	1回／年
	準備室（３）	塩ビシート	91	91	随時					随時					1回／年	1回／年	1回／年
	廊下（４）	塩ビシート	245	245	随時			随時		随時					1回／年	1回／年	1回／年
	男女トイレ（３）	塩ビシート	82	82	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	
	多目的トイレ（２）	塩ビシート	9	9	随時	随時		随時	随時	随時	随時	随時			1回／年	1回／年	

岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務実施基準表

階	室 名 等 ★は来館者利用施設	床 材 料	面積 (㎡)	清掃対象 面積・再掲 (㎡)	日 常 清 掃									定 期 管 理			
					床 面 清 掃				塵 箱 清 掃 紙屑・茶殻処理	壁面低所 の清掃	衛生陶器 の洗浄	汚物処理 鏡等の拭 き掃除	机・椅子 等の清掃	カーペット クリーニング	床清掃 ワックス 仕上げ等	天井・照明器具・ 壁面高所の清掃	ガラス面 清 掃
					掃き清掃	水拭清掃	吸塵清掃	洗剤拭き清掃									
1	風除室	セッ器質タイル	37	37	随時			随時		随時					1回／年	1回／年	1回／年
	エントランスホール	セッ器質タイル	187	187	随時			随時	随時	随時					1回／年	1回／年	1回／年
	通用口	レンカゝタイル	12	12	随時	随時			随時	随時						1回／年	1回／年
2	テラス	レンカゝタイル	147	147	随時					随時						1回／年	1回／年
1	機械室（1）	コンクリート	49	49						随時						1回／年	
	機械室（2）	コンクリート	235	235						随時						1回／年	
	蓄電池室・ボイラー室	コンクリート	49	49						随時						1回／年	
	消火ポンプ室	コンクリート	10	10						随時						1回／年	
	エレベーター機械室 (1)(2)(3)	コンクリート	30	30						随時						1回／年	
	コンテナ置き場	コンクリート	65	65	随時	随時				随時						1回／年	1回／年
	荷解きスペース・プラットフォーム	コンクリート	271	271	随時	随時				随時						1回／年	1回／年
3	機械室（3）	コンクリート	68	68						随時						1回／年	
	機械スペース・キャットウォーク	コンクリート	270	270						随時						1回／年	
1	廊下（1）	塩ビタイル	130	130	随時					随時					1回／年	1回／年	1回／年
	廊下（2）	塩ビタイル	84	84	随時					随時					1回／年	1回／年	1回／年
	レストコーナー★	塩ビタイル	261	261	随時			随時	随時	随時			随時		1回／年	1回／年	1回／年
中 2	廊下（5）	塩ビタイル	74	74	随時			随時		随時					1回／年	1回／年	1回／年
2	廊下（3）	塩ビタイル	294	294	随時			随時		随時					1回／年	1回／年	1回／年
	レクチャーホール北側★	塩ビタイル	105	105	随時			随時		随時					1回／年	1回／年	1回／年
	ギャラリー★	塩ビタイル	147	147	随時			随時		随時			随時		1回／年	1回／年	1回／年
	階段部	塩ビタイル	224	224	随時					随時					1回／年	1回／年	
	建 物 合 計		5,971	5,971													

岐阜県先端科学技術体験センター清掃業務実施基準表

階	室 名 等 ★は来館者利用施設	床 材 料	面積 (㎡)	清掃対象 面積・再掲 (㎡)	日 常 清 掃								定 期 管 理				
					床 面 清 掃				塵 箱 清 掃 紙屑・茶殻処理	壁面低所の 清掃	衛生陶器 の洗浄	汚物処理 鏡等の拭 き掃除	机・椅子 等の清掃	カーペッ ト クリーニン グ	床清掃 ワックス 仕上げ等	天井・照明器具・ 壁面高所の清掃	ガラス面 清 掃
					掃き清掃	水拭清掃	吸塵清掃	洗剤拭き清掃									
	駐車場・緑地等	アスファルト等	5,122	5,122	随時												
	1・2・3階ガラス		853	853													1回／年
	レストコーナーガラス		744	744													1回／年
	ガラス合計		1,597	1,597													

岐阜県先端科学技術体験センター 廃棄物収集運搬業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）内の各清掃場所及びごみ箱内のごみを収集し、紙類、プラスチック類、空缶（スチール、アルミ）、空瓶などに分別の上、指定された集積所に集積すること。

集積された一般廃棄物及び不燃廃棄物を定期的にセンター外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係諸規程に従って適正に処理すること。不燃廃棄物は、適正な中間処理施設及び最終処分場等に搬入し処理すること。資源廃棄物の処理にあたっては、リサイクルに努めること。

岐阜県先端科学技術体験センター 警備業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター警備業務仕様書（以下「警備業務仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター警備業務の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

1 業務の目的

指定管理者は、岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）内における防犯、防火及び防災に万全を期し、財産の保全に努め、利用者等が安全に利用できる環境を保持すること。

また、大規模イベント実施等の場合には、警備員の増員を図るなど、円滑な運営に努めること。

2 業務の内容

1の目的を達成するため、別に定める「岐阜県先端科学技術体験センター警備業務実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、次に掲げる業務を実施するものとする。

なお、防犯センサー等の取付箇所については、別途供覧する。

【機械警備業務】

- ①防犯設備監視対応業務（通報等含む）
- ②火災異常監視対応業務（通報等含む）
- ③設備（電気・機械）異常監視対応業務（通報等含む）
- ④エレベーター非常監視対応業務（通報等含む）

3 資格

指定管理者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条及び第5条の規定により、公安委員会より認定を受け警備業を営業しているものとする。（委託可）

4 業務の条件

- （1）業務に要する機材、器具及び消耗品の経費一切は指定管理者の負担とする。
- （2）業務内容が警備業務仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合における経費一切は指定管理者の負担とする。
- （3）指定管理者は警備の状況を月報にまとめ、保管すること。その経費一切は指定管理者の負担とする。

別に定める要領

岐阜県先端科学技術体験センター 警備業務実施要領

【機械警備業務】

1 防犯設備監視対応業務

指定管理者は、指定管理者が設置する機器により感知される防犯異常警報を受信したときは、直ちに業務員を岐阜県先端科学技術体験センター（以下、「センター」という。）に派遣し、異常事態の内容を掌握させること。

その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に通報し、その出動を要請するとともに、業務員に異常事態の拡大防止に必要な措置を取らせるとともに直ちに県へ連絡すること。

警備開始時間（無人状態）は下記のとおりとするが、下記時間外の入場及び残業による時間延長等により、警備開始時間を変えることができる。

なお、不審と思われる際は業務員を派遣し、確認することとする。

センター開館日 17:00～9:00

センター休館日 終日

2 火災異常監視対応業務

指定管理者は、センターの機器により感知される火災異常警報を受信したときは、速やかに、火災異常の有無を確認すること。

また、火災異常警報が無人状態（指定ブロック警備中）にあつては、直ちに消防機関に通報し、その出動を要請するとともに、業務員を直ちに派遣し、火災の拡大防止に必要な措置を取ること。また、直ちに県へ連絡すること。

3 設備異常監視対応業務

指定管理者は、センターの機器により感知される設備異常警報を受信したときは、速やかに、異常の有無を確認すること。

また、設備異常警報が無人状態（指定ブロック警備中）にあつては、状況に応じて業務員を派遣し必要な措置を取ること。

4 エレベーター非常監視対応業務

指定管理者は、センターのエレベーターインターホンにより非常信号を受信したときは、速やかに異常の有無を確認すること。

また、状況によっては業務員を派遣し必要な措置を取ること。

5 防犯管理ブロック

センター内に防犯管理ブロックを設け、ブロックごとの管理ができるものとする。

防犯管理ブロックは指定管理者が定める。

岐阜県先端科学技術体験センター 緑地管理業務仕様書

岐阜県先端科学技術体験センター周辺緑地管理業務仕様書（以下「緑地管理仕様書」という。）は、岐阜県先端科学技術体験センター周辺の緑地管理業務の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

1 業務の範囲等

業務範囲及び植栽の概要は、57 ページの植栽配置図のとおり

2 業務内容及び実施回数

(1) 高木管理（軽剪定）	7 3 本	2 年に 1 回実施
(2) 低木刈込	8 0 8 m ²	年 1 回実施
(3) 平地管理		
・平地除草（人力）	1, 7 1 3 m ²	年 3 回実施
(4) 低木寄植え内除草（人力）	8 0 8 m ²	年 3 回実施

3 業務を行う日時等

イベントの開催状況、緑地及びその周辺の状況等を鑑み、最も適切な時期及び方法を選び実施すること。

4 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、業務の遂行に当たり、業務の疎漏、所定時間の遅延等を生じないように十分な業務員を配置すること。
- (2) 指定管理者は、業務員の中から主任者を選任すること。
- (3) 主任者は責任者として業務を実施する際には原則として作業場に出勤し、現場の指導監督を行い、業務を完全遂行すること。

5 業務の条件

- (1) 業務に要する機材、器具及び消耗品の経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (2) 指定管理者は、業務内容に基づく「業務実施要領」を作成し、保管すること。
- (3) 指定管理者は、業務受託後速やかに業務回数に基づく「年間業務予定表」を作成し、保管すること。
- (4) 指定管理者は、業務完了後速やかに「業務結果報告書」を作成し、保管すること。
- (5) 業務内容が緑地管理仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合における経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (6) 業務上の瑕疵に起因すると認められる植物の枯損等復旧に要する経費一切は、指定管

理者の負担とする。

- (7) 指定管理者は、業務の実施にあたっては、安全に十分注意すること。特に高所作業に当たっては、センター利用者、職員及び作業従事者に事故のないよう十分配慮すること。
- (8) 指定管理者は、業務終了後は作業場付近の後片付け及び清掃を行うこと。
- (9) 長期的な視野を持ち、植物を健全に維持管理するため、植物の状態を常に調査、点検を行い、植栽植物の目的や機能が十分発揮できるように努めること。
- (10) 敷地内の樹木について、維持管理の適正化を図るために追跡調査を実施し、現行の樹種数量表及び図面を修正すること。
- (11) センター敷地内の樹木等に対し、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定、除草等は最も適切な時期や方法を選び実施すること。
- (12) 薬剤の使用については、「県有施設における病虫害等防除に関する基本方針」を遵守すること。

6 施設の損傷等

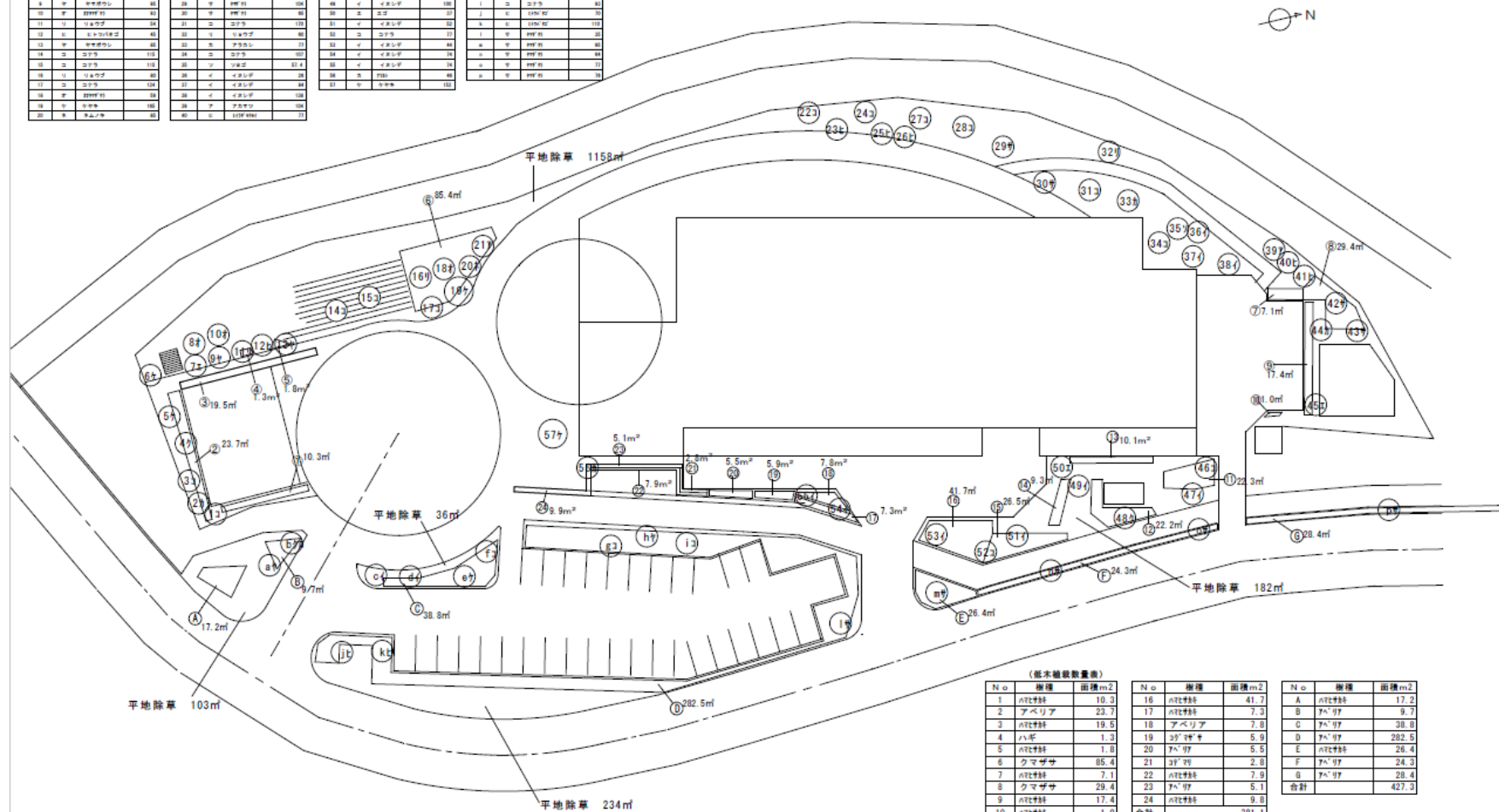
指定管理者の管理不備により、施設に損傷等が生じた場合は、指定管理者の費用で直ちに修復すること。

(基本植栽数表)			
No.	樹種	数量	面積m ²
1	コナラ	10	10.3
2	アベリア	23.7	23.7
3	コナラ	19.5	19.5
4	ハハヒ	1.3	1.3
5	クマザサ	1.8	1.8
6	クマザサ	85.4	85.4
7	コナラ	7.1	7.1
8	クマザサ	29.4	29.4
9	コナラ	17.4	17.4
10	コナラ	1.0	1.0
11	クマザサ	22.3	22.3
12	コナラ	22.2	22.2
13	アベリア	10.1	10.1
14	コナラ	9.3	9.3
15	コナラ	26.5	26.5

No.	樹種	数量	面積m ²
16	アベリア	41.7	41.7
17	コナラ	7.3	7.3
18	アベリア	7.8	7.8
19	コナラ	5.9	5.9
20	アベリア	5.5	5.5
21	コナラ	2.8	2.8
22	コナラ	7.9	7.9
23	アベリア	5.1	5.1
24	コナラ	9.8	9.8
合計			381.1

No.	樹種	数量	面積m ²
25	アベリア	17.2	17.2
26	アベリア	9.7	9.7
27	アベリア	38.8	38.8
28	アベリア	282.5	282.5
29	アベリア	26.4	26.4
30	アベリア	24.3	24.3
31	アベリア	28.4	28.4
合計			427.3

サイエンスワールド植栽配置図
S=1/500 2025.02.24



(基本植栽数表)			
No.	樹種	数量	面積m ²
1	コナラ	10.3	10.3
2	アベリア	23.7	23.7
3	コナラ	19.5	19.5
4	ハハヒ	1.3	1.3
5	クマザサ	1.8	1.8
6	クマザサ	85.4	85.4
7	コナラ	7.1	7.1
8	クマザサ	29.4	29.4
9	コナラ	17.4	17.4
10	コナラ	1.0	1.0
11	クマザサ	22.3	22.3
12	コナラ	22.2	22.2
13	アベリア	10.1	10.1
14	コナラ	9.3	9.3
15	コナラ	26.5	26.5

No.	樹種	数量	面積m ²
16	アベリア	41.7	41.7
17	コナラ	7.3	7.3
18	アベリア	7.8	7.8
19	コナラ	5.9	5.9
20	アベリア	5.5	5.5
21	コナラ	2.8	2.8
22	コナラ	7.9	7.9
23	アベリア	5.1	5.1
24	コナラ	9.8	9.8
合計			381.1

No.	樹種	数量	面積m ²
A	アベリア	17.2	17.2
B	アベリア	9.7	9.7
C	アベリア	38.8	38.8
D	アベリア	282.5	282.5
E	アベリア	26.4	26.4
F	アベリア	24.3	24.3
G	アベリア	28.4	28.4
合計			427.3